

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

政府は8日、平壤で開催された第3回日朝実務者協議で、他の拉致被害者の資料とともに、北朝鮮が提供した横田めぐみさんの遺骨について、DNA鑑定を行った結果、別人のものだったと発表した。

これは、日朝間に存在する諸問題に誠意を持って取り組むとした「日朝平壤宣言の精神に反する」ものであり、虚偽の資料を提供した北朝鮮側の再調査に対する姿勢は極めて不誠実であり、誠に遺憾である。

よって、国においては、拉致被害者の安否に関する北朝鮮の調査の信憑性が根底から崩れたことを重視するとともに、拉致被害者や特定失跡者の家族の思いを真摯に受け止め、食糧支援の中止はもとより、万景峰92号の入港を差し止めるなど、北朝鮮に対する経済制裁を直ちに発動し、毅然たる態度をもって、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に全力を挙げて取り組むことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月13日

和歌山県議会議長 小川 武

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

財務大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

国家公安委員長

警察庁長官